

マイナンバーはこんな場面で必要です

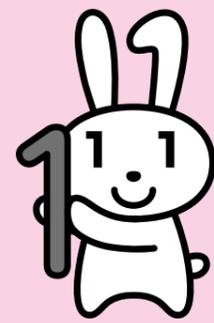
平成28年1月から申請書などに個人番号欄が設けられ、マイナンバーの記載が必要になります。

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険
…市民課 保険年金担当
- 介護保険：長寿介護課 介護保険担当

注意
被保険者証にはマイナンバーは記載されていません！
そのためマイナンバーの分かるもの（通知カードまたは個人番号カードなど）をお持ちいただく必要があります！

問合先

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険
…市民課 保険年金担当
- 介護保険：長寿介護課 介護保険担当



マイナンバー

〈社会保障・税番号制度〉が始まります！

その8

住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。



マイナンバー（個人番号）が記載された通知カードは届きましたか？

皆さんのマイナンバー（個人番号）が記載された通知カードが、地方公共団体情報システム機構（JIS）から住民票の住所宛てに順次配達されています。

※不在により、受け取ることができない場合には、不在連絡票の案内のとおり郵便局へ確認の上、受け取ってください。

よくある質問

- Q 通知カードが届かないのですが？**
A 受取人の不在、転送がかかっている、あるいは住所変更などの理由で通知カードが手元に届かないケースが考えられます。この場合、通知カードは市役所に返戻されていますので、お問い合わせください。
- ※通知カードの受け取りの際には、本人確認書類（運転免許証など）を持参のうえ、ご本人が来庁してください。
- ※本人が来庁できない場合は、必要書類などがありますのでお問い合わせください。

Q 引越しをするのですが、通知カードはどうなるのですか？
A 通知カードは平成27年10月5日時点の住民票の住所に送付されます。通知カードを受け取る前に住所変更が生じた方は、住所変更の際に市民課市民窓口担当までご確認ください。

Q 通知カードを受け取った後で住所や氏名が変更になった場合どうするのですか？
A 市内での転居や氏名変更の場合は、裏面の追記欄に裏書きしますので本人確認書類

社

会保障関係…

- ・国民健康保険
- ・介護保険
- ・後期高齢者医療保険

平成28年1月から、「国民健康保険」・「介護保険」・「後期高齢者医療保険」の各種手続きにマイナンバーが必要となります！

平成28年1月から「資格取得・喪失の届出」、「要介護（要支援）認定の申請」、「限度額適用認定の申請」、「再交付・送付先変更の申請」、「高額療養費・療養費・高額介護サービス費・高額介護合算療養費の支給申請」などにマイナンバーを記入していただきます。

注 意

被保険者証にはマイナンバーは記載されていません！
そのためマイナンバーの分かるもの（通知カードまたは個人番号カードなど）をお持ちいただく必要があります！

問合先

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険
…市民課 保険年金担当
- 介護保険：長寿介護課 介護保険担当

（運転免許証など）と通知カードを持参のうえ、ご本人が来庁してください。

他市町村への転出の場合は、新しい住所地の窓口で手続きを行ってください。

※ご本人が来庁できない場合は、お問い合わせください。

Q 生まれた子どもの通知カードはどうなりますか？
A 出生届を提出し、住民登録されるとマイナンバー（個人番号）が付番され、後日、地方公共団体情報システム機構（JIS）から通知カードが届きます。

Q 死亡した家族の通知カードが届いたのですが？
A 通知カードは10月5日時点の住民票の情報をもとに作成・送付されます。10月5日以降死亡届を提出された方はカードが届く場合もあります。通知カードはご自宅で処分していただくか、市民課市民窓口担当までご返却をお願いいたします。



個人番号カードの交付を希望した方について、カード受け取りの事前予約制を導入します。

通知カードと同封される個人番号カード交付申請書により申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

本市では、窓口での待ち時間を解消し、よりスムーズに交付できるよう個人番号カード受け取りについて事前予約制を導入します。

税

関係…

平成28年1月から、「税」の各種手続きにマイナンバーが必要となります！

○各種証明の申請、手続き
平成28年1月1日以降に行われる申請などから
※納税証明書などの証明、納税管理人の申請・変更申請など

○固定資産税（償却資産）
平成28年1月1日以降に提出する申告書などから

○市たばこ税、入湯税
平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書などから

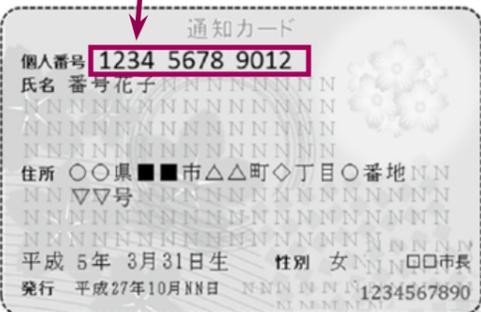
○法人市民税
平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書などから

○個人市民税
平成28年中の所得に係る申告書などから

問合先

税務課

通知カードおもての個人番号の欄に記されている番号があなたのマイナンバー（個人番号）です。



《申請の流れ》

※個人番号カードの交付を希望する方のみ

通知カードに同封される申請書で個人番号カードの申請をします

平成28年1月以降、個人番号カードの準備が整うと本市から交付通知書が郵送されます

交付通知書が届いたら、個人番号カード受け取り日時の電話予約をします

交付通知書に記載された必要書類を持参し、予約日に個人番号カードを受け取ります

※個人番号カード受け取り予約期間
平成28年1月～2月29日
※詳細については交付通知書をご確認ください。

詳しくはお問い合わせください。

問合先

- 市民課 市民窓口担当
- 個人番号カードコールセンター
（全国共通ナビダイヤル）
☎0570(783)578
- マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178

窓口での本人確認について

マイナンバーをご記入いただく手続きには、他人のなりすましなどを防止するため本人確認を行います。

本人確認の方法

- ①本人が手続きする場合
次のA、Bの両方を確認いたします。
A マイナンバーの確認（番号が正しいことの確認）
B 本人確認（番号の正しい持ち主「本人」であることの確認）
- ②代理人が手続きする場合
次のA、B、C全てを確認いたします。
A 本人（申請者、届出者）のマイナンバーの確認
B 代理人権があることの確認
C 代理人の本人確認